

# 吸收分割に関する事前備置書類

(吸收分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸收分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2025 年 11 月 26 日

ワイエスフード株式会社（分割会社）

ワイエスフード株式会社（承継会社）

2025年11月26日

## 吸收分割に関する事前備置書類

福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山 552 番 8

ワイエスフード株式会社

代表取締役社長 高田 十光

福岡県田川郡香春町大字鏡山 567 番

ワイエスフード株式会社

代表取締役社長 高田 十光

ワイエスフード株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及びワイエスフード株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2025年11月4日付で締結した吸收分割契約（以下、「本吸收分割契約」といいます。）に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、分割会社が外食事業、外販事業及び温泉施設受託運営事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸收分割（以下、「本吸收分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸收分割を行うに際して、分割会社が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、また、承継会社が会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は以下のとおりです。

### 記

#### 1. 本吸收分割契約の内容に関する事項

別紙1のとおりです。

#### 2. 分割対価の相当性に関する事項

分割会社は、承継会社の発行済株式のすべてを所有しているため、承継会社から金銭等を分割会社へ交付する必要性は認められませんので、本吸收分割により株式その他の対価は定めないこととしたものであり、係る定めをしないことは相当であると判断しております。また、本吸收分割により承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

#### 3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 計算書類等に関する事項

##### 【分割会社】

###### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書および半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://ys-food.jp/investor/irnews/syousyuu/>

###### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

###### (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

###### i. 取得による企業結合

分割会社は、2025年7月24日の取締役会において、株式会社Yappa（以下、「Yappa社」といいます。）の全株式を取得し、完全子会社化することについて決議し、2025年7月31日付で当該全株式の取得が完了しております。

###### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社 Yappa

事業の内容 : 飲食店の経営

###### ②企業結合を行った主な理由

分割会社は2023年に東京本部を開設し、関東圏での出店加速および海外事業との連携強化を進めておりますが、本件子会社化により、都市部におけるDX化されたモデル店舗の導入と運営ノウハウの獲得、そして人材・仕入・ITインフラなどの共通化によるオペレーションシナジーの早期創出が可能となります。分割会社は「九州筑豊ラーメン山小屋」ブランドを中心に、とんこつラーメン業態を展開しておりますが、創業当初より「ホルモン焼肉+ラーメン」の複合型店舗も展開しており、Yappa社の焼肉業態とはメニュー構成や客層の観点で高い親和性があります。

今回の完全子会社化は、分割会社が掲げる「多様なジャンルを取り込む総合飲食プラットフォームへの進化」という中長期方針に則ったものであり、業態の拡張と同時に、DX化を通じた業務オペレーション高度化の取り組みにも資するものです。

###### ii. 連結子会社による事業譲受

分割会社は、2025年8月29日の取締役会において、株式会社 JYU-KEN が運営する焼肉 BEEFMAN 横浜（以下、「BEEFMAN 横浜」といいます。）事業について、分割会社の子会社である Yappa 社を通じて譲り受けることを決議し、また事業譲受を完了いたしました。

###### ①事業譲受の概要

事業譲受会社の名称：株式会社 JYU-KEN

事業の内容 : 飲食店の経営

②事業譲受を行った主な理由

BEEFMAN 横浜は、兵庫県西脇市の名門・川岸牧場の神戸牛・但馬牛を仕入れ、希少部位まで余すことなく提供する高級焼肉ブランドです。焼肉店の中でも数少ない、生食用肉の提供に対応する専用調理場を完備し、徹底した衛生管理により安心を実現しています。客室には完全個室を備え、安らぎのある空間にて他店では味わえない特別な食体験を提供すると共に、神戸牛の旨味を活かしたチョップドサラダはデリバリー需要も獲得しています。高い顧客満足を通じて、幅広い顧客層からの支持を得ており、野球・バスケットボール等の地元著名アスリートの来店が多い点も特徴となっています。今後は、分割会社独自の神戸牛を前面に打ち出したブランドへと進化させ、既存の「焼肉やっぱ。」とはポートフォリオを明確に分けて展開してまいります。

iii. 連結子会社による事業譲受

分割会社は、2025年8月27日の取締役会において、株式会社アジアンティブルが運営する ROTISSERIE★BLUE（以下、「ロティサリーブルー」といいます。）事業について、分割会社の子会社である株式会社 Yappa（以下、「Yappa 社」といいます。）を通じて譲り受けることを決議いたしました。

①事業譲受の概要

事業譲受会社の名称：株式会社アジアンティブル

事業の内容：飲食店の経営、食料品の販売、中華総菜の製造、販売

②事業譲受を行った主な理由

ロティサリーブルーは、南仏をはじめとしたフランス各地の郷土料理を提供するカジュアルフレンチレストランで、国産雛鳥を専用ロティサリーマシンで丁寧に焼き上げる名物「ロティサリーチキン」を中心に、高い料理クオリティを実現しています。また、恵比寿ガーデンプレイスタワー39階に位置し、圧倒的なパノラマの眺望と開放感あふれる空間を提供しており、アフタヌーンティーの利用においても高い顧客満足とリピーターの確保に成功しています。今回の事業譲受をはじめ、分割会社は今後も事業ポートフォリオ（業態・ブランド・商圈・顧客層）の多様化・強化を推進し、企業価値の飛躍的な向上を目指してまいります。

【承継会社】

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

別紙2のとおりです。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 本件分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本吸收分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

6. 吸收分割契約等備置開始日後吸收分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

吸收分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

## 別紙1

### 吸收分割契約書

ワイエスフード株式会社（第1条第2項第(1)号に定義、以下「分割会社」という。）とワイエスフード株式会社（同項第(2)号に定義、以下「承継会社」という。）は、分割会社の事業の一部を承継会社が承継する吸收分割を行うことについて、以下のとおり合意する。

#### 第1条(吸收分割)

- 分割会社及び承継会社は、分割会社の外食事業、外販事業及び温浴施設運営受託事業（以下、合わせて「本事業」という。）を承継会社に承継させるため、本契約に従い吸收分割（以下「本分割」という。）を行う。
- 本分割を行う吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び本店所在地は、以下のとおりである。
  - 吸收分割会社

商号：ワイエスフード株式会社

本店所在地：福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山 552 番 8

- 吸收分割承継会社

商号：ワイエスフード株式会社

本店所在地：福岡県田川郡香春町大字鏡山 567 番

#### 第2条(承継する資産、負債その他の権利義務)

- 承継会社は、効力発生日において、分割会社から、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債その他の権利義務を承継する。なお、資産及び負債の評価については、2025年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。
- 分割会社から承継会社に対する債務の承継については、免責的債務引受けの方法による。

#### 第3条(本分割の対価)

承継会社は、本分割に際して、分割会社に対し、株式その他の財産を含め一切の対価を交付しない。

#### 第4条(増加すべき承継会社の資本金等)

本分割により承継会社の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

#### 第5条（従業員の処遇）

承継会社は、本事業に従事する分割会社の従業員（臨時雇用者・パートタイマーを含む。）について、分割会社との間の労働契約上の地位を承継する。なお、承継の対象となるのは、効力発生日において在籍している者に限る。

## 第6条(効力発生日)

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は2026年1月1日とする。ただし、本分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、承継会社及び分割会社が協議の上、これを変更することができる。

## 第7条(その他)

### 1. 分割承認株主総会及び取締役会

- (1) 分割会社は、本件効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続きを行うものとする。
- (2) 承継会社は、本件効力発生日の前日までに、取締役会を開催し、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する決議を行うものとする。
- (3) 本分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、分割会社及び承継会社が協議の上、前二号の日程を変更することができる。

### 2. 善管注意義務

承継会社及び分割会社は、本契約締結後、効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ承継会社及び分割会社の間で協議の上、これを行う。

### 3. 競業避止義務

分割会社は、承継会社に対して、本事業及びこれに類する事業に関する競業避止義務を負わない。

### 4. 分割条件の変更及び解除

本契約締結後、効力発生日までの間において、分割会社若しくは承継会社の財産状態若しくは経営状態に重要な変動を生じた場合、又は本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合、承継会社及び分割会社が協議の上、本分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

### 5. 本契約の効力

本契約は、分割会社の株主総会又は承継会社の取締役会の承認を得られなかった場合、その効力を失う。

### 6. 規定外事項

本契約に定めるものの他、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って分割会社及び承継会社が協議の上、これを決定する。

以上を証するため、本書1通を作成し、各当事者が署名又は記名捺印の上、承継会社が原本を保管し、分割会社は写しを保管する。

2025年11月4日

分割会社	福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山 552 番 8 ワイエスフード株式会社 代表取締役 高田 十光	印
承継会社	福岡県田川郡香春町大字鏡山 567 番 ワイエスフード株式会社 代表取締役 高田 十光	印

### 承継権利義務明細表

承継会社は分割会社から、以下の資産、負債その他の権利義務を承継する。

#### 1. 承継する資産

本事業に關し分割会社が有する以下の資産

##### ①流動資産

現金、売掛金、半製品、原材料、前払費用、仮払金、その他の流動資産

##### ②固定資産

有形固定資産、ソフトウェア等の無形固定資産および敷金・保証金等の投資その他の資産

#### 2. 承継する負債

本事業に係る以下の負債

##### ①流動負債

買掛金、未払金、未払消費税等、仮受金、その他の流動負債

##### ②固定負債

長期預り保証金、退職給付債務、長期預り敷金、長期未払金、その他固定負債

#### 3. 承継する契約

本事業に係る一切の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

以上

別紙2

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金及び預金	50,000	資本金	50,000
資産合計	50,000	負債・純資産合計	50,000